

男性労働者の育児休業取得率等の公表についてのご案内

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

令和 5 年 4 月の育児・介護休業法の改正施行により、従業員 1,000 人を超える企業は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

1. 対象企業

対象企業は、常時雇用する労働者が 1,000 人を超える企業となります。

※「常時雇用する労働者」とは雇用形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用している労働者を指します。

2. 公表内容

公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における、次の①または②のいずれかの割合になります。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

厚生労働省リーフレットより

3. 公表方法

公表方法は、インターネットなど一般の方が閲覧できる方法になります。厚生労働省が運営する「両立支援のひろば」や自社の HP の利用等が考えられます。

4. 公表時期

公表時期は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね 3 ヶ月以内に公表することになっています。

以上